

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）抄

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（調査の方法）</p> <p>第十条 小売物価統計調査は、別表下欄に掲げる者がそれぞれ同表上欄の品目を販売し、若しくは提供している調査事業所又は当該品目の提供を受けている調査世帯ごとに質問することにより行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、別表の一の項の上欄の品目を調査することができる。</p> <p>3 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄の品目の提供を受けている調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、第一項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査世帯に当該品目を提供している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。</p> | <p>（調査の方法）</p> <p>第十条 小売物価統計調査は、別表下欄に掲げる者がそれぞれ同表上欄の品目を販売し、若しくは提供している調査事業所又は当該品目の提供を受けている調査世帯ごとに質問することにより行う。</p> <p>（新設）</p> <p>2 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄の品目の提供を受けている調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査世帯に当該品目を提供している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。</p> |